証券コード　4341
平成27年６月５日

株　主　各　位

兵庫県伊丹市藤ノ木三丁目５番33号
西　菱　電　機　株　式　会　社
代表取締役社長　西　岡　伸　明

第49回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第49回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成27年６月24日（水曜日）午後５時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月25日（木曜日）午前10時（午前９時より受付開始）

２．場　　所　兵庫県伊丹市中央六丁目２番33号
伊丹シティホテル　３階　光陽の間
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第49期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第49期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役１名選任の件
第４号議案　補欠監査役２名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.seiryodenki.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度における国内経済は、政府による経済政策や日本銀行による金融政策などを背景に雇用情勢や企業収益に改善が見られ、緩やかな回復基調が続きました。一方、消費税引き上げによる個人消費の低迷や天候不順の影響、円安進行による物価の上昇などの影響により、国内景気は依然として不透明な状況で推移しました。

このような状況のもと、当社グループの連結業績は減収・減益となりました。

売上高は、前期大きく貢献した周波数帯再編需要の終息、ＩＰ無線（携帯電話網を活用した無線）機器の販売不振、携帯端末の修理受付台数が減少したことなどにより、前期に比べ38億80百万円の減収となりました。

一方利益は、これら売上高減少の影響を最小限に抑えるべく、効率化による人件費・経費の削減、原価低減などに努めつつ、中長期的な拡大成長に向けた基盤整備として、クラリオン株式会社と開発し、ソフトバンクモバイル株式会社と連携してサービスを提供する業界初(注1)のカーナビゲーション一体型ＩＰ無線機「Solid－IP」（平成27年４月23日販売開始）をはじめとする各種システム開発、販売促進、社内体制強化などの積極的な投資を推進した結果、前期に比べ大幅減益となりました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高220億46百万円（前期比15.0％減）、営業利益２億95百万円（同74.5％減）、経常利益２億81百万円（同75.3％減）、当期純利益は１億39百万円（同78.7％減）となりました。

事業別の状況につきましては、次のとおりであります。

情報通信端末事業

情報通信端末事業の連結業績は、携帯端末修理再生においてメーカーの市場シェアが低下し、修理受付台数が減少したことから前期に比べ減収・減益となりました。

携帯端末販売では、顧客満足度の向上と付加価値の高い販売施策の実行により、販売台数は堅調に推移しました。パソコン販売では、WindowsXPのメーカーサポート終了に伴う更新需要や消費税増税前の駆け込み需要の反動がある中、パソコン等に関するあらゆるお困りごとにお応えする月額会員制保守サービスの提供などにより売上高は前期並みを確保しました。お客様の利便性向上と店舗スタッフのオペレーション管理機能を備えた自社開発の「店舗運営システム（発券機システム）」の納入は、全国のドコモショップ累計590店舗に達しました。更には、異なる業種・業態のお客様への拡販にも注力しており、自治体では全国初となる神奈川県厚木市役所に納入、住民サービスコーナー等での待ち時間の短縮やホームページにおける窓口混雑状況の公開、窓口業務の効率化に貢献しております。

これらの結果、情報通信端末事業での売上高は78億２百万円（前期比11.8％減）、営業利益は５億４百万円（同29.6％減）となりました。

情報通信システム事業

情報通信システム事業の連結業績は、総務省による700MHz帯及び900MHz帯周波数の再編に伴う無線機器やシステム更新需要の終息、同需要と相まって堅調に推移していたＩＰ無線機器の販売台数減少により、前期に比べ大幅減収・減益となりました。

官公庁向けでは、新たに総務省消防庁向け防災情報システムの構築を行うなど消防関連ビジネスを拡大したほか、老朽化により更新需要が期待できるトンネル内ラジオ再放送システム（高速道路等のトンネル内においてAM・FM放送や道路情報、非常時には緊急避難情報等をカーラジオを通して道路通行者に伝達するシステム）市場への参入を果たすなど新事業領域の開拓を進めました。ＭＣＡ防災行政無線システムや津波監視システム、ＣＣＴＶ監視カメラシステムなど、既存のシステムソリューション案件は、堅調に推移しました。また、京都・阪神競馬場の映像配信運営や各種通信・映像システム保守業務などのストックビジネスは、引き続き堅調に推移しました。

これらの結果、情報通信システム事業の売上高は142億44百万円（前期比16.6％減）、営業利益は７億61百万円（同58.1％減）となりました。

事業別の概況

区　　分	売上高(百万円)	前期比増減率(%)	構成比(%)
情報通信端末事業	7,802	△11.8	35.4
情報通信システム事業	14,244	△16.6	64.6
合　　計	22,046	△15.0	100.0

(注) 1．業界初とは、平成27年４月22日現在、日本全国を対象として。当社、ソフトバンクモバイル株式会社、クラリオン株式会社調べによるものであります。
2．記載金額は百万円未満を切り捨てております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は１億94百万円であります。その主なものは、情報通信端末事業では携帯端末販売管理システムの更新費用や、連結子会社であるコムテックサービス株式会社の本社移転費用等であります。情報通信システム事業では自社利用ソフトウェアの取得や大阪支社移転費用等であります。管理部門では情報系システムの構築費用等であります。

③ 資金調達の状況

特定当座借越枠（コミットメントライン）を２行にて合計25億円設定しております。

(2) 財産及び損益の状況

区　　分	第46期 (平成24年３月期)	第47期 (平成25年３月期)	第48期 (平成26年３月期)	第49期 (当連結会計年度) (平成27年３月期)
売上高(百万円)	15,373	18,508	25,926	22,046
経常利益(百万円)	105	655	1,137	281
当期純利益又は当期純損失(百万円)	△463	444	652	139
１株当たり当期純利益又は当期純損失(円)	△132.38	127.03	186.55	39.75
総資産(百万円)	9,666	11,490	14,825	13,159
純資産(百万円)	4,189	4,589	5,056	5,104
１株当たり純資産(円)	1,197.62	1,311.93	1,445.29	1,459.08

(注) １株当たり当期純利益又は当期純損失は期中平均発行済株式総数、１株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式を控除して算出しております。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、中長期視野での事業規模拡大・収益力増強に向け、各種システム開発、販売促進、社内体制強化などへの積極的な投資を引き続き推進するとともに、事業別では以下の施策を実行することにより企業価値の向上を目指します。

情報通信端末事業

携帯端末販売では、低廉なＭＶＮＯ（仮想移動体通信事業者）端末の登場、ＳＩＭロック解除（特定の通信事業者の回線でしか携帯端末を利用できないようにする制限を解除すること）、光回線とのセット販売など、スマートフォン市場が大きな転換期を迎える中、顧客満足度の向上を目指し、お客様にお選び頂ける店舗創りに取り組みます。店舗運営システムについては、全国のドコモショップ及び異なる業種・業態のお客様への拡販に引き続き取り組みます。携帯端末修理再生では、メーカーの市場シェア低下など事業環境の厳しさが予想されることから、更なる生産性の向上を図ります。また、パソコン販売では、パソコンに関するソリューションに積極的に応え、地域に密着した店舗創りを推進します。

情報通信システム事業

官公庁向けでは、防災・減災対策の充実、インフラ老朽化対策の推進などに公共予算が投下されていることから、引き続き堅調に推移すると予測しています。このような中、ＭＣＡ防災行政無線システムや津波監視システムなどを中心に防災・減災需要の取込、保守などストックビジネスの確保に取り組みます。民間向けでは、ＩＰ無線機器の拡販に加え、カーナビゲーション一体型ＩＰ無線機「Solid－IP」などの新製品を投入し、お客様のニーズに合わせ各種情報通信システムをソリューションとして提供していくことで、平成28年５月にデジタル化期限を迎えるタクシー無線の更新需要をはじめとした需要の取込、拡販を図ります。また、新市場開拓戦略として、海外市場への参入も視野に体制構築を進めてまいります。ＩＰ無線システムなどのクラウドサービスについては、更なるサービスの安定化とよりよいサービスの提供に努めます。

当社グループは、平成27年４月１日付で連結子会社である株式会社スズキエンジニアリング、コーナン電子株式会社及び鳥取ケーイーシー株式会社の商号をそれぞれ西菱電機フィールディング株式会社、西菱電機エンジニアリング株式会社及び鳥取西菱電機株式会社に変更しました。「西菱電機」を冠した商号変更を機に、グループ一体経営の推進を図り、ブランド力の更なる強化、事業領域の更なる拡大を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金(百万円)	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
コムテックサービス株式会社	50	100	携帯情報通信端末販売業務
西菱電機フィールディング株式会社	14	100	情報通信機器技術サービス業務
西菱電機エンジニアリング株式会社	60	100	無線通信機器等開発、設計、製作並びに販売
鳥取西菱電機株式会社	10	100	無線通信機器等開発、設計

(注) 平成27年４月１日付で、当社の連結子会社である株式会社スズキエンジニアリング、コーナン電子株式会社及び鳥取ケーイーシー株式会社は、商号をそれぞれ西菱電機フィールディング株式会社、西菱電機エンジニアリング株式会社及び鳥取西菱電機株式会社に変更しております。

③ その他の状況

当社は三菱電機株式会社の持分法適用の関連会社にあたり、同社は当社株式を812千株（議決権比率23.2%）保有しております。

なお、当社グループと同社との当連結会計年度中の取引は、仕入高全体の20.3%、売上高全体の15.1%の割合を占めております。

(5) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社４社で構成されており、事業内容は次のとおりであります。

事　　業	主　　要　　業　　務
情報通信端末事業	携帯情報通信端末の販売 携帯情報通信端末の修理再生 パーソナルコンピュータ及び関連商品の販売並びに修理再生
情報通信システム事業	官公庁向け情報通信機器及びシステムの販売並びに販売支援 民間会社向け情報通信機器及びシステムの製作及び販売 情報通信機器及びシステムの据付、保守、修理、運用等の技術サービス 無線通信機器及び制御盤等の開発、設計、製作並びに販売

(6) 主要な営業所（平成27年３月31日現在）

①　当社の主要な事業所

名　　称	所　　在　　地
本　　社	兵庫県伊丹市
猪名寺事業所	兵庫県尼崎市
大阪支社	大阪市北区
東京支社	東京都港区
神奈川営業所	横浜市西区
東日本端末修理センター	東京都江戸川区

②　子会社

名　　称	本　社　所　在　地
コムテックサービス株式会社	大阪市北区
西菱電機フィールディング株式会社	横浜市西区
西菱電機エンジニアリング株式会社	兵庫県伊丹市
鳥取西菱電機株式会社	鳥取県鳥取市

（注）平成27年４月１日付で、当社の連結子会社である株式会社スズキエンジニアリング、コーナン電子株式会社及び鳥取ケーイーシー株式会社は、商号をそれぞれ西菱電機フィールディング株式会社、西菱電機エンジニアリング株式会社及び鳥取西菱電機株式会社に変更しております。

(7) 使用人の状況（平成27年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
548（213）名	11名増（35名減）

（注） 使用人数は就業人員で、正社員と受入出向者であります。また、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
340（57）名	19名増（8名減）	39.9歳	13.1年

（注） 使用人数は就業人員で、正社員と受入出向者であります。また、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

借入先	借入額(百万円)
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	420
株式会社三井住友銀行	140

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき重要な事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　12,000,000株
② 発行済株式の総数　3,500,000株
③ 株主数　1,277名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
三菱電機株式会社	812,000	23.21
西岡伸明	614,000	17.55
西岡孝	280,000	8.00
西菱電機従業員持株会	123,200	3.52
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	83,000	2.37
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	59,000	1.68
株式会社三井住友銀行	48,000	1.37
秦康明	41,000	1.17
後呂勝博	40,000	1.14
和田昌彦	39,900	1.14

（注）　持株比率は、自己株式（1,759株）を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	西岡伸明	
専務取締役	後呂勝博	経営企画・技術部門・子会社担当
常務取締役	西井希伊	営業部門担当
取締役	濱津俊男	監査・法務・輸出管理・知的財産・ＣＳＲ担当
取締役	藤原敏夫	経営企画・財務担当
常勤監査役	秦康明	コムテックサービス株式会社監査役 西菱電機フィールディング株式会社監査役
監査役	池内久夫	
監査役	森弘史	三菱電機株式会社コミュニケーション・ネットワーク製作所 経理部長

（注）１．監査役池内久夫氏及び監査役森弘史氏は、社外監査役であります。なお、監査役池内久夫氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

２．監査役池内久夫氏は、株式会社さくら銀行（現株式会社三井住友銀行）塚口支店長及び神保町支店長を歴任するなど、金融機関の実務・経営に携わっていたほか、事業会社の専務取締役として経営に携わった経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

３．監査役森弘史氏は、三菱電機株式会社コミュニケーション・ネットワーク製作所の経理部長であり、同社の経理部門において長年にわたり経理業務の経験を重ねるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

４．当事業年度中の取締役及び監査役の異動

(1) 就任

平成26年６月25日開催の第48回定時株主総会において、森弘史氏が新たに監査役に選任され、就任いたしました。

(2) 退任

平成26年６月25日開催の第48回定時株主総会終結の時をもって、木村亜樹氏は辞任により監査役を退任いたしました。

(3) 取締役の地位・担当等の異動

氏　　名	新	旧	異動年月日
藤原敏夫	取締役 (経営企画・財務担当)	取締役 (経営企画担当)	平成26年４月１日

(4) 監査役の重要な兼職の異動

監査役池内久夫氏は、平成26年６月30日付で神戸土地建物株式会社の専務取締役を退任いたしました。

５．当事業年度末日後の取締役の地位・担当等の異動

氏　　名	新	旧	異動年月日
後呂勝博	専務取締役 (経営企画・子会社担当)	専務取締役 (経営企画・技術部門・子会社担当)	平成27年４月１日
西井希伊	常務取締役 (事業担当)	常務取締役 (営業部門担当)	平成27年４月１日

６．社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、会社法制や証券取引所の企業統治に係るルールの策定状況にも注意を払うほか、株主資本のあり方についても常に意識し、市場を注視しながら経営にあたってまいりました。社外取締役につきましては、各専門分野の知見を有した方が、独立した立場から適宜業務執行の適法性や妥当性について監督いただくことで、経営の透明性と健全性を高めコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化につながるものと認識しており、前回の第48回定時株主総会以降、かかる資質を備えた人材を確保すべく努めましたがその確保に至らず、あえて期待される役割に満たない方を選任することは当社にとって有益とはいえないと判断し、社外取締役の選任に至っていなかったものであります。

この度、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、経営判断力のある小西酒造株式会社代表取締役社長 小西新太郎氏を社外取締役候補者として内定いたしましたので、平成27年６月25日開催予定の第49回定時株主総会の議案として提案しております。

７．平成27年４月１日付で、当社の連結子会社である株式会社スズキエンジニアリングは商号を西菱電機フィールディング株式会社に変更しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	員数(名)	報酬等の総額(百万円)
取　締　役	5	239
監　査　役	2	18
合　計	7	257

（注）１．監査役の報酬等の総額のうち社外監査役１名に対し６百万円を支給しております。
２．当事業年度末現在の社外監査役１名及び当事業年度において退任した社外監査役１名は、無報酬のため支給員数に含めておりません。

③ 社外役員に関する事項

イ．重要な兼職先と当社との関係

・監査役池内久夫氏が平成26年６月30日まで兼職しておりました神戸土地建物株式会社と当社との間には資本関係や取引関係はございません。
・監査役森弘史氏は、三菱電機株式会社コミュニケーション・ネットワーク製作所の経理部長を兼職しております。なお、当社は同社との間に同社製品の販売・据付・修理・保守点検等の取引関係があります。

ロ．当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況
監査役池内久夫氏は、当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席しております。
監査役森弘史氏は、平成26年６月25日就任以降に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席しております。
・取締役会及び監査役会における発言状況
各社外監査役は、法令や定款の遵守、財務、会計等の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、定期的に開催される監査役会に出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見の表明を行いました。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款に社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約の締結を可能とする規定を設けております。当該規定に基づき、当社と各社外監査役とは、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 当事業年度に係る報酬等の額

区　　分	報酬等の額(百万円)
１．当社が支払うべき報酬等の額	19
２．当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19

(注)　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要は、以下のとおりであります。

① 当社における取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社取締役は、会社法第355条の忠実義務が職務執行の根幹をなすものであると認識し、法令及び定款の遵守を基礎として経営方針を立案するとともに、これらを具体的に体系化した社内規則集を作成し、イントラネットで全社に公開します。

各項目毎の施策は、次のとおりです。

イ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「稟議規則」「情報資産管理規程」「文書管理規程」その他の関連社内規則に基づき、取締役会議事録、稟議書その他の取締役の職務の執行に係る情報の記録は保存場所・情報セキュリティ・保存方法・保存年数等を定めて担当部門が保存及び管理を行い、取締役及び監査役が容易に閲覧することができるようにします。

ロ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「危機管理規則」に基づきコンプライアンス違反、環境、品質、災害、情報セキュリティ等に係る全社横断的なリスクにつき、平時において社長を委員長とする「危機管理委員会」及びその傘下の「安全衛生委員会」「情報セキュリティ委員会」等において現状把握及び対応策の検討を行い、危機防止策を各部門の長の責任において実施します。

万一これらの事態が発生した場合には、危機管理規則、事業継続計画（ＢＣＰ）等に基づき社長を本部長とする対策本部の設置、対策チームの設置、適確な広報の実施等により事業を継続し損害を最小限に抑える方策を実施します。

ハ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行の効率化を図るため、次のような施策を実施します。

ⅰ．取締役会で決定された経営目標を各部門において具体化することにより経営計画を策定し、毎月開催される「執行役員会議」において進捗状況をフォローし、必要に応じて見直しを行うことにより目標の共有化に基づく業務執行の効率化を図ります。

ⅱ．執行役員制度を導入し、業務執行における決定権限を大幅に委譲して業務を迅速に行うとともに、「職務分掌規則」及び「職務権限規則」により各部門の長の権限を明確化し、業務の重複を防ぎ効率的に業務を遂行します。

ⅲ．金融商品取引法第24条の４の４に規定する財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制（財務報告に関する内部統制）を構築し運用します。

ニ．当社社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

コンプライアンスを経営方針の重要な柱とし、この方針は様々な場において全社へ周知徹底するとともに、次のような施策を実施します。

ⅰ．「コンプライアンス行動指針」を制定し、職務執行におけるコンプライアンスについて具体的な指針を示し、社内に周知します。

ⅱ．「コンプライアンス基本規則」を中心に「就業規則」「営業規則」「個人情報保護管理規程」「インサイダー取引等管理規程」「安全衛生管理規程」「内部通報制度規程」「安全保障輸出管理規則」その他のコンプライアンスの実効性を担保するための社内規則を制定・運用します。

ⅲ．コンプライアンスの重要性及び社内規則の内容を周知徹底するための従業員等に対する社内教育を実施します。

ⅳ．「内部通報制度規程」に基づき、外部の弁護士及び内部監査部門を通報窓口とする内部通報制度を整備し運用します。

ⅴ．社長直属の内部監査部門による内部監査を継続的に実施し、指摘事項については被監査部門に対して社長名で改善指示を行い、履行状況のフォローアップを行います。

vi．反社会的勢力との関係を遮断し今後も取引その他一切の関係を持たないことを、「コンプライアンス行動指針」に明記し、契約書への必要な条項を規定するなど徹底した運用を行います。

② 企業グループとして子会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、当社と企業グループを形成する４つの子会社（すべて完全子会社）に対して、グループとしての業務の適正を確保するために、次のような施策を実施します。

イ．子会社に対し企業グループの一員としての適正な管理を行うとともに、その経営の自主性を尊重し、子会社との取引においてはその利益を害することがないよう留意します。

ロ．「関係会社管理規則」に基づき、子会社の取締役の業務執行状況について所管部門を通じて当社所管取締役に対し随時報告が行われ、必要に応じて当社取締役会に報告されます。また、毎月開催される当社「執行役員会議」において各所管部門より子会社の業績等が報告されます。

ハ．子会社を当社の安全衛生管理、情報セキュリティ管理に関する委員会のメンバーとして情報と問題意識を共有します。また、子会社の危機管理に関する体制構築を、規則の制定等につき指導します。

ニ．企業グループとして経営計画を策定し、子会社についても経営目標及び予算を設定することにより、子会社がグループの一員として効率的な業務執行を行うことができるようにします。

ホ．子会社の監査役には、当社監査役又は専門的な知見を有する社員が兼務し、当社と一体として監査を行います。また、「関係会社管理規則」に基づき、当社内部監査部門が子会社に対して内部監査を実施します。

ヘ．各子会社においてコンプライアンス体制の整備を推進し、必要な社内規則の制定・施行、教育の実施等を指導します。

③　監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は監査役会設置会社であり、監査役が監査の実効性を確保するため、次のような施策を実施します。なお、監査役を補助するスタッフは現在設置していませんが、監査役より設置の申し出があった場合は、その身分の独立性・指示の実効性も含めた対応を検討します。

イ．監査役会が制定する「監査役会規則」、「監査役監査基準」及び「内部統制システムに係る監査の実施基準」を社内規則と位置付け、社内規則集に掲載し全社に周知することにより、監査役が監査を円滑に行えるようにします。

ロ．監査役は、当社内部監査部門及び子会社監査役と定期的に情報を交換することにより、当社及び子会社の業務執行の状況について報告を受けるとともに、情報を共有化します。

ハ．監査役は、当社及び子会社の取締役及び従業員から直接必要な報告を受けることができ、また報告した者はそのことを理由として不利益な扱いを受けることはありません。

ニ．監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当該職務の執行に必要なものでない場合を除き、監査役と協議した手続きに従い当社がその費用を負担します。

ホ．監査役は、「執行役員会議」をはじめとする重要な会議に出席することにより、当社及び子会社の具体的な職務執行の状況を直接把握することができる等、必要な追加情報を容易に得ることができます。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」が平成27年５月１日に施行されることに伴い、平成27年４月17日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の体制は当該改定がなされた後のものです。なお、改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について当社グループの現状に則した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現への変更をしたものであります。

（注）この事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**11,107**	**流動負債**	**7,448**
現金及び預金	1,423	支払手形及び買掛金	6,092
受取手形及び売掛金	7,542	１年内返済予定の長期借入金	159
商品及び製品	394	未払法人税等	4
仕掛品	513	賞与引当金	270
原材料	314	短期解約損失引当金	4
繰延税金資産	221	製品保証引当金	6
その他	696	受注損失引当金	75
貸倒引当金	△0	工事補償引当金	12
固定資産	**2,052**	その他	821
有形固定資産	**999**	**固定負債**	**607**
建物及び構築物	567	長期借入金	400
機械装置及び運搬具	10	繰延税金負債	2
工具、器具及び備品	125	退職給付に係る負債	118
土地	278	資産除去債務	22
建設仮勘定	17	その他	63
無形固定資産	**264**	**負債合計**	**8,055**
ソフトウェア	73	（純資産の部）	
ソフトウェア仮勘定	12	**株主資本**	**5,081**
のれん	178	**資本金**	**523**
その他	0	**資本剰余金**	**498**
投資その他の資産	**788**	**利益剰余金**	**4,061**
投資有価証券	173	**自己株式**	**△1**
退職給付に係る資産	126	**その他の包括利益累計額**	**22**
繰延税金資産	89	**その他有価証券評価差額金**	**55**
その他	433	**退職給付に係る調整累計額**	**△32**
貸倒引当金	△34	**純資産合計**	**5,104**
資産合計	**13,159**	**負債・純資産合計**	**13,159**

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		22,046
売上原価		17,672
売上総利益		4,373
販売費及び一般管理費		4,078
営業利益		295
営業外収益		
受取利息及び配当金	3	
投資有価証券売却益	5	
保険事務手数料	2	
その他	9	20
営業外費用		
支払利息	5	
支払手数料	3	
店舗等解約費用	10	
固定資産除却損	8	
その他	5	33
経常利益		281
税金等調整前当期純利益		281
法人税、住民税及び事業税	56	
法人税等調整額	85	142
少数株主損益調整前当期純利益		139
当期純利益		139

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	523	498	4,114	△1	5,135
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△192	—	△192
当期純利益	—	—	139	—	139
自己株式の取得	—	—	—	△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	△53	△0	△53
当期末残高	523	498	4,061	△1	5,081

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	36	△115	△79	5,056
当期変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△192
当期純利益	—	—	—	139
自己株式の取得	—	—	—	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	18	82	101	101
当期変動額合計	18	82	101	48
当期末残高	55	△32	22	5,104

連結注記表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

1．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数　4社

連結子会社の名称

コムテックサービス株式会社、西菱電機フィールディング株式会社、
西菱電機エンジニアリング株式会社、鳥取西菱電機株式会社

上記のうち、西菱電機フィールディング株式会社、西菱電機エンジニアリング株式会社、鳥取西菱電機株式会社については平成27年4月1日付で株式会社スズキエンジニアリング、コーナン電子株式会社、鳥取ケーイーシー株式会社より商号変更しております。

2．持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4．会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの……　移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

商品及び製品……　総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。
ただし、パーソナルコンピュータ及び関連商品については移動平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、中古商品については個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

仕掛品……　個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。
ただし、携帯端末修理の仕掛品は、総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

原材料……　主として、総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法）を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10～39年
機械装置及び運搬具	６年
工具、器具及び備品	４～６年

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェア
社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……

従業員の賞与の支払に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 短期解約損失引当金……

当社で加入申込をした携帯電話契約者が短期解約した場合に、当社と代理店委託契約を締結している電気通信事業者に対して返金すべき手数料の支払いに備えるため、短期解約実績率に基づき短期解約に係る手数料の返金見込額を計上しております。

④ 製品保証引当金……

製品の無償補修に係る支出に備えるため、発生額を個別に見積もることができる費用については当該費用を、その他については過去の無償補修実績を基礎として無償補修見込額を計上しております。

⑤ 受注損失引当金……

受注案件に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積可能なものについては、当連結会計年度末における損失見積額を計上しております。

⑥ 工事補償引当金……

工事請負契約書等に基づく、工事の瑕疵担保期間内に発生する補償費用に備えるため、過去２年間の実績を基礎に将来の補償見込額を加味して計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、５年間の定額法により償却を行っております。

(5) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

・工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合　　工事進行基準によっております。

・上記の要件を満たさない場合　　工事完成基準によっております。

・決算日における工事進捗度の見積方法　　工事進行基準における原価比例法によっております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により、発生年度の翌連結会計年度から処理することとしております。

過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法で処理することとしております。

・小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

退職給付に係る会計処理の方法

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法をポイント基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

これによる損益及び財政状態に与える影響はありません。

（連結貸借対照表に関する注記）

１．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

２．有形固定資産の減価償却累計額　1,176百万円

有形固定資産の減損損失累計額　102百万円

（連結損益計算書に関する注記）

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

１．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

２．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	3,500,000	―	―	3,500,000
合計	3,500,000	―	―	3,500,000
自己株式				
普通株式	1,691	68	―	1,759
合計	1,691	68	―	1,759

（変動事由の概要）

単元未満株式の買取による増加　68株

３．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年６月25日定時株主総会	普通株式	122	35.00	平成26年３月31日	平成26年６月26日
平成26年10月30日取締役会	普通株式	69	20.00	平成26年９月30日	平成26年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年６月25日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額　87百万円

② １株当たり配当額　25円

③ 基準日　平成27年３月31日

④ 効力発生日　平成27年６月26日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。

デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの営業規則に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を１年ごとに点検し、必要に応じて与信限度額を見直す体制としております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引にかかる資金調達としており、長期借入金は主に投資に係る資金調達としております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取締役会に諮り、承認を得て行っております。また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰実績・見込を作成するなどの方法により管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（(注２）参照）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額（＊）	時価（＊）	差額
(1) 現金及び預金	1,423	1,423	―
(2) 受取手形及び売掛金	7,542	7,542	―
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	157	157	―
(4) 支払手形及び買掛金	(6,092)	(6,092)	―
(5) 長期借入金	(560)	(562)	2

（＊）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、投資有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	74	157	82
合計		74	157	82

(4) 支払手形及び買掛金

支払手形及び買掛金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

元利金の合計額を、同様の新規借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注２）非上場株式（連結貸借対照表計上額16百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

（注３）金銭債権の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内
現金及び預金	1,423
受取手形及び売掛金	7,542
合計	8,966

（注４）長期借入金の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

区分	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内
長期借入金	159	159	159	80	―

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額　1,459円08銭

１株当たり当期純利益金額　39円75銭

なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**10,208**	**流動負債**	**6,707**
現金及び預金	1,125	買掛金	5,600
受取手形	176	１年内返済予定の長期借入金	159
売掛金	6,914	未払金	486
商品	306	未払費用	112
仕掛品	432	前受金	23
原材料	261	預り金	41
前払費用	44	賞与引当金	182
未収入金	606	短期解約損失引当金	4
繰延税金資産	178	製品保証引当金	6
関係会社短期貸付金	127	受注損失引当金	75
その他	34	工事補償引当金	12
貸倒引当金	△0	その他	1
固定資産	**1,911**	**固定負債**	**486**
有形固定資産	**630**	長期借入金	400
建物	421	長期未払金	63
構築物	17	資産除去債務	22
機械及び装置	7	**負債合計**	**7,193**
車両運搬具	0	（純資産の部）	
工具、器具及び備品	104	**株主資本**	**4,884**
土地	64	**資本金**	**523**
建設仮勘定	12	**資本剰余金**	**498**
無形固定資産	**69**	資本準備金	498
ソフトウェア	68	**利益剰余金**	**3,863**
ソフトウェア仮勘定	1	利益準備金	106
投資その他の資産	**1,211**	その他利益剰余金	3,757
投資有価証券	59	別途積立金	3,550
関係会社株式	252	繰越利益剰余金	207
出資金	1	**自己株式**	**△1**
関係会社長期貸付金	354	**評価・換算差額等**	**42**
前払年金費用	151	その他有価証券評価差額金	42
繰延税金資産	42	**純資産合計**	**4,926**
差入保証金	354		
その他	31		
貸倒引当金	△34		
資産合計	**12,120**	**負債・純資産合計**	**12,120**

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		18,220
売上原価		14,694
売上総利益		3,525
販売費及び一般管理費		3,344
営業利益		180
営業外収益		
受取利息及び配当金	9	
投資有価証券売却益	5	
保険事務手数料	1	
その他	5	22
営業外費用		
支払利息	5	
支払手数料	3	
店舗等解約費用	7	
固定資産除却損	7	
その他	1	25
経常利益		177
税引前当期純利益		177
法人税、住民税及び事業税	23	
法人税等調整額	76	99
当期純利益		78

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	523	498	498	106	3,050	821	3,978	△1	4,998
当期変動額									
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△192	△192	—	△192
当期純利益	—	—	—	—	—	78	78	—	78
別途積立金の積立	—	—	—	—	500	△500	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	500	△614	△114	△0	△114
当期末残高	523	498	498	106	3,550	207	3,863	△1	4,884

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	30	30	5,029
当期変動額			
剰余金の配当	—	—	△192
当期純利益	—	—	78
別途積立金の積立	—	—	—
自己株式の取得	—	—	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	12	12	12
当期変動額合計	12	12	△102
当期末残高	42	42	4,926

個別注記表

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式…… 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの…… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの…… 移動平均法による原価法を採用しております。

２．たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品…… 総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。
ただし、パーソナルコンピュータ及び関連商品については移動平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、中古商品については個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 仕掛品…… 個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。
ただし、携帯端末修理の仕掛品は、総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(3) 原材料…… 総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

３．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法）を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15～39年
構築物	10年
機械及び装置	６年
工具、器具及び備品	４～６年

(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェア
社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

4．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金…… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金…… 従業員の賞与の支払に備えるため、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 短期解約損失引当金…… 当社で加入申込をした携帯電話契約者が短期解約した場合に、当社と代理店委託契約を締結している電気通信事業者に対して返金すべき手数料の支払いに備えるため、短期解約実績率に基づき短期解約に係る手数料の返金見込額を計上しております。

(4) 製品保証引当金…… 製品の無償補修に係る支出に備えるため、発生額を個別に見積もることができる費用については当該費用を、その他については過去の無償補修実績を基礎として無償補修見込額を計上しております。

(5) 受注損失引当金…… 受注案件に係る将来の損失に備えるため、当期末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積可能なものについては、当期末における損失見積額を計上しております。

(6) 工事補償引当金…… 工事請負契約書等に基づく、工事の瑕疵担保期間内に発生する補償費用に備えるため、過去２年間の実績を基礎に将来の補償見込額を加味して計上しております。

(7) 退職給付引当金…… 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により、発生年度の翌期から処理することとしております。
過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法で処理することとしております。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

5．収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

・工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合 工事進行基準によっております。

・上記の要件を満たさない場合 工事完成基準によっております。

・決算日における工事進捗度の見積方法 工事進行基準における原価比例法によっております。

６．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
　消費税等の会計処理……　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

退職給付に係る会計処理の方法

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法をポイント基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

これによる損益及び財政状態に与える影響はありません。

（貸借対照表に関する注記）

１．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
２．有形固定資産の減価償却累計額　1,107百万円
　有形固定資産の減損損失累計額　102百万円
３．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）
　短期金銭債権　535百万円
　短期金銭債務　3,705百万円

（損益計算書に関する注記）

１．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
２．関係会社との取引高
　営業取引高
　売上高　1,591百万円
　材料費及び外注費　4,929百万円
　業務委託費　789百万円
　その他　22百万円
　営業取引以外の取引高　7百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

１．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

２．当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,759株

（税効果会計に関する注記）

１．繰延税金資産（負債）の発生の主な原因別内訳

(1) 流動資産

繰延税金資産	
賞与引当金	60百万円
税務上の繰越欠損金	83百万円
その他	49百万円
繰延税金資産合計	193百万円
繰延税金負債	
未収事業税	△14百万円
繰延税金負債合計	△14百万円
繰延税金資産の純額	178百万円

(2) 固定資産

繰延税金資産	
貸倒引当金	11百万円
長期未払金	20百万円
減損損失	28百万円
税務上の繰越欠損金	34百万円
その他	32百万円
小計	128百万円
評価性引当金	△13百万円
繰延税金資産合計	115百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△20百万円
前払年金費用	△48百万円
その他	△3百万円
繰延税金負債合計	△72百万円
繰延税金資産の純額	42百万円

２．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.0%に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.2%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は18百万円減少し、法人税等調整額が20百万円、その他有価証券評価差額金が２百万円、それぞれ増加しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

１．親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
その他の関係会社	三菱電機㈱	東京都千代田区	175,820	電気機器の製造及び販売	（被所有）直接 23.2	同社製品の販売・保守及び同社製品他の購入	各種製品の販売、据付・修理・保守点検、業務の受託	1,580	売掛金	430
							各種製品の購入、据付・修理、業務の委託	4,375	買掛金 未払金 未収入金	3,356 205 85

（注）１．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．価格その他の取引条件は、市場の実勢を参考に折衝の上決定しております。

２．子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	コムテックサービス㈱	大阪市北区	50	移動体端末の販売及び店舗運営委託業務	直接 100.0	携帯情報通信端末販売に関する各種業務の委託等	移動体端末の販売及び店舗運営業務委託	767	未払金	69
							利息の受取	0	関係会社長期貸付金	18
子会社	西菱電機フィールディング㈱	横浜市西区	14	電気通信工事業及び通信機器据付・修保守・修理	直接 100.0	工事・保守サービスの委託等	工事・保守サービス等の委託	109	買掛金	33
							利息の受取	0	関係会社長期貸付金	14
子会社	西菱電機エンジニアリング㈱	兵庫県伊丹市	60	無線通信機器類及びシステムの該当製造・販売	直接 100.0	無線通信機器等の購入等	無線通信機器等の購入	297	買掛金	6
							資金の貸付利息の受取	100 6	関係会社長期貸付金	450
子会社	鳥取西菱電機㈱	鳥取県鳥取市	10	無線通信機器類の研究開発・設計	直接 100.0	無線通信機器等の開発・設計委託等	無線通信機器等の開発・設計委託	128	買掛金 未払金	7 17

（注）１．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．価格その他の取引条件は、市場の実勢を参考に折衝の上決定しております。
３．子会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は短期貸付金は期間１年以内で月賦返済、長期貸付金は期間５年以内で月賦返済としております。なお、担保は受け入れておりません。

３．兄弟会社等

種　類	会社等の名称	所在地	資本金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
その他の関係会社の子会社	㈱ダイヤモンドテレコム	東京都中央区	450	移動体端末の販売・取次及び移動体端末の修理	—	販売手数料の収受、商品の仕入及び移動体端末の修理受託	移動体端末の販売手数料及び移動体端末の修理受託	4,753	売掛金	689
							移動体端末の仕入	3,544	買掛金	477

（注）１．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．価格その他の取引条件は、市場の実勢を参考に折衝の上決定しております。
３．株式会社ダイヤモンドテレコムからの販売手数料の収受については、携帯電話のユーザへの販売に対して、電気通信事業者から当該会社を介して当社に支払われるものであります。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額　1,408円35銭
１株当たり当期純利益金額　22円31銭

なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月８日

西菱電機株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　川　合　弘　泰　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　田　信　之　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、西菱電機株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西菱電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月８日

西菱電機株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　川　合　弘　泰　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　田　信　之　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、西菱電機株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担を含む監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針及び監査計画に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、執行役員会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社への往査を行い、事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月14日

西菱電機株式会社　監査役会

常勤監査役	秦　　康　明　㊞
監査役（社外監査役）	池　内　久　夫　㊞
監査役（社外監査役）	森　　弘　史　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

第49期の期末配当につきましては、株主の皆様のご支援に報いるため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金25円　配当総額は87,456,025円

なお、１株につき20円の中間配当を実施しておりますので、当期の年間配当金は１株につき45円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年６月26日

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、定款に定めることにより、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、現行定款第30条及び第40条に所要の変更を行うものであります。

なお、第30条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（社外取締役の責任限定）	（取締役の責任限定）
第30条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間で同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める額とする。	第30条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める額とする。
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査役および監査役会
（社外監査役の責任限定）	（監査役の責任限定）
第40条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間で同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める額とする。	第40条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間で同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める額とする。

第３号議案　取締役１名選任の件

経営の透明性と健全性を高めコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るため、新たに社外取締役を１名増員することとし、その選任をお願いしたいと存じます。

なお、本総会において選任された取締役の任期は、当社定款の規定により他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
小西　新太郎（こにし　しんたろう） （昭和27年５月22日生）	昭和50年４月　小西酒造株式会社入社 昭和54年４月　同社営業副本部長 昭和55年６月　同社取締役営業副本部長 昭和56年４月　同社取締役営業本部長 昭和57年５月　同社常務取締役営業本部長 平成元年６月　同社代表取締役副社長 平成３年６月　同社代表取締役社長 現在に至る	―株

（注）１．取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．小西新太郎氏は社外取締役候補者であります。

３．小西新太郎氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。その経験と見識を活かし、当社の経営に対する監督機能の強化や経営全般に係る有益なご助言をいただけるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

４．当社は、本議案のご承認をいただき小西新太郎氏が取締役に就任した場合、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、届け出る予定であります。

５．当社は、社外取締役に適切な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款に社外取締役との間で責任限定契約の締結を可能とする規定を設けております。本議案のご承認をいただき小西新太郎氏が取締役に就任した場合、当該規定に基づき会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

第４号議案　補欠監査役２名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役２名の選任をお願いしたいと存じます。

補欠監査役候補者は次のとおりであり、井上凡平氏は社外監査役池内久夫氏の補欠者であり、近藤勝氏は社外監査役森弘史氏の補欠者であります。

なお、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

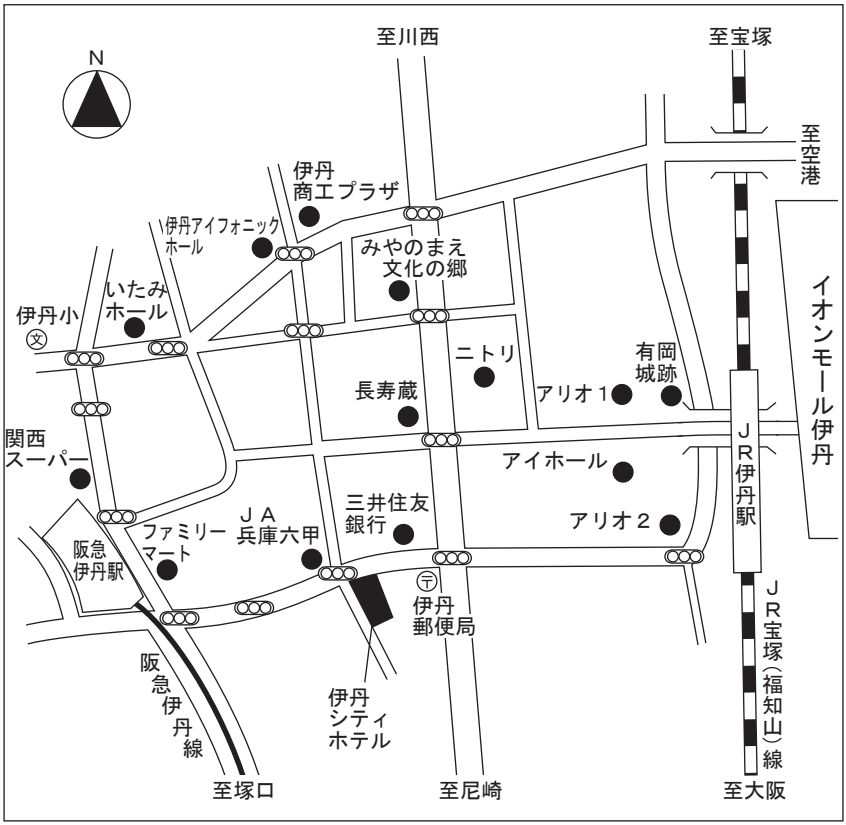
候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	井上　凡平（いのうえ　ぼんぺい） （昭和22年３月29日生）	昭和44年４月　株式会社神戸銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 昭和63年４月　株式会社太陽神戸銀行（現株式会社三井住友銀行）池袋駅支店長 平成６年６月　株式会社さくら銀行（現株式会社三井住友銀行）兜町支店長 平成９年６月　神戸土地建物株式会社専務執行役員 平成21年６月　当社常勤監査役 平成25年６月　当社常勤監査役退任 現在に至る	―株
2	近藤　勝（こんどう　まさる） （昭和37年11月18日生）	昭和60年４月　三菱電機株式会社入社 平成19年４月　同社三田製作所 総務部長兼コンプライアンスマネージャー 平成21年４月　同社群馬製作所 総務部長兼コンプライアンスマネージャー 平成24年４月　同社関西支社 総務部長兼コンプライアンスマネージャー 平成26年４月　同社コミュニケーション・ネットワーク製作所 総務部長兼コンプライアンスマネージャー 現在に至る	―株

（注）１．各補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．井上凡平及び近藤勝の両氏は補欠の社外監査役候補者であります。
３．補欠の社外監査役候補者とする理由
(1) 井上凡平氏につきましては、長年にわたる金融機関での経験・知識を有しております。また、同氏は、平成21年６月から平成25年６月までの４年間にわたり当社の社外監査役として取締役の職務の執行に関する監査機能を十分に発揮するなど、適切な役割を果たしていただきました。これらの経験・知識を、当社監査体制の強化に活かしていただきたいため、補欠の社外監査役としての選任をお願いするものであります。
当社は、本議案のご承認をいただき井上凡平氏が監査役に就任した場合、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、届け出る予定であります。
(2) 近藤勝氏につきましては、三菱電機株式会社コミュニケーション・ネットワーク製作所の総務部長兼コンプライアンスマネージャーであり、長年にわたり培ってきたビジネス経験及びコンプライアンスを含む幅広い見識を当社監査体制の強化に活かしていただきたいため、補欠の社外監査役としての選任をお願いするものであります。
なお、同氏は会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
４．近藤勝氏は昭和60年４月から現在までの間、その他の関係会社である三菱電機株式会社の使用人であり、特定関係事業者の業務執行者であります。また、同氏はその期間、使用人としての給与を得ております。
５．当社は、社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款に社外監査役との間で責任限定契約の締結を可能とする規定を設けております。本議案のご承認をいただき井上凡平氏もしくは近藤勝氏が監査役に就任した場合、当該規定に基づき会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場　兵庫県伊丹市中央六丁目２番33号
伊丹シティホテル　３階　光陽の間
電話　(072) 777－1111



〈交通機関〉
阪急伊丹線（神戸本線塚口駅経由）「伊丹駅」より東へ徒歩約８分
ＪＲ宝塚（福知山）線「伊丹駅」より西へ徒歩約10分

（ご照会先）西菱電機株式会社　人事総務部
〒664－0847　兵庫県伊丹市藤ノ木三丁目５番33号
電話（072）771－3811